

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 工場のピット内清掃

今月号も、協会への相談事例を紹介します。

建設現場で発生する廃棄物は、元請業者が排出者となり廃棄物を処理しています。当社では、工場のピット内の清掃業務を受託しており、この建設系の廃棄物の考え方を参考にすると、自分の廃棄物として処理して良いと考えられるが如何か。因みに当社は、ピット内を清掃し、汚泥を処分業者のところまで運んでいる。

《協会からの助言！》

確かに、建設系廃棄物につきましては、「法第21条の3第1項に、建設工事が数次の請負によって行われる場合は、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、元請業者を排出事業者とします。」と記載がありますが、これ以外の場合、廃棄物の排出者は発注者になります。つまり、工場のピット内を清掃する場合は、工場が排出事業者になり、貴社は収集運搬の許可が必要になります。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。